



概要 Outline

「道の駅」とは?

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。

また、人々の価値観の多様化により、個人的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供することかできます。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。

こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が誕生しました。

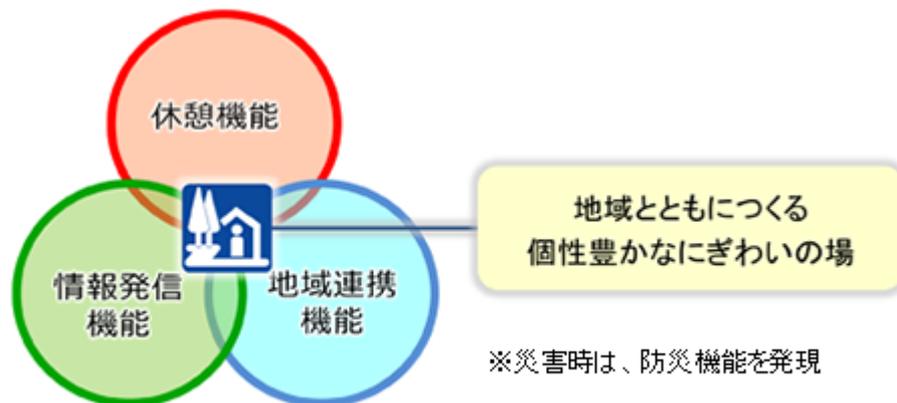
「道の駅」の目的と機能

○目的

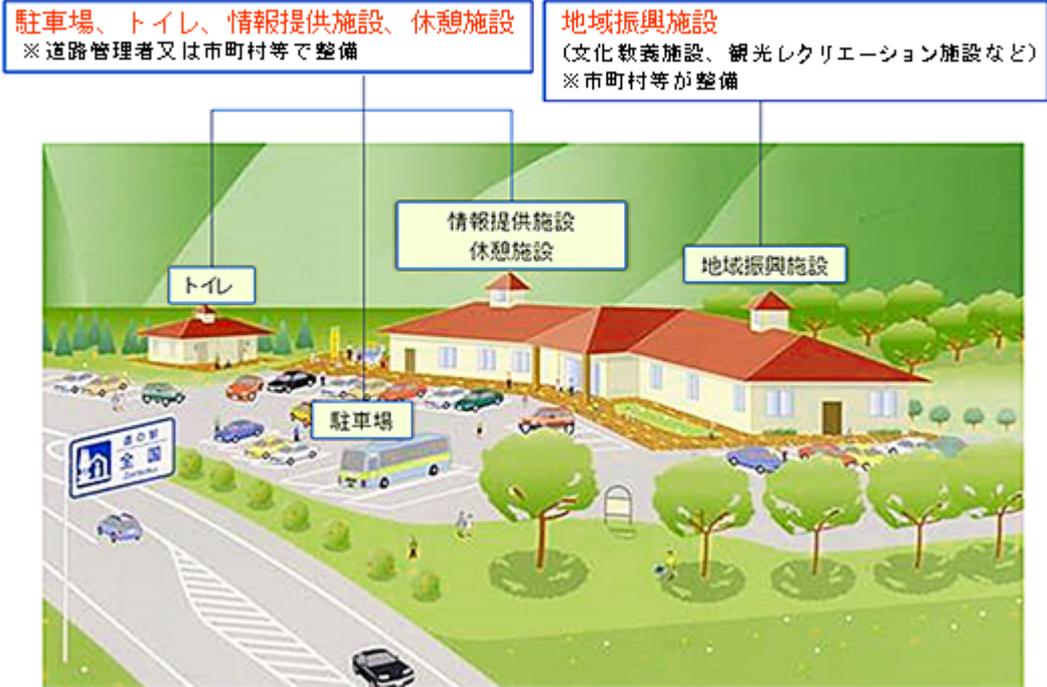
- 道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- 地域の振興や安全の確保に寄与

○基本コンセプト

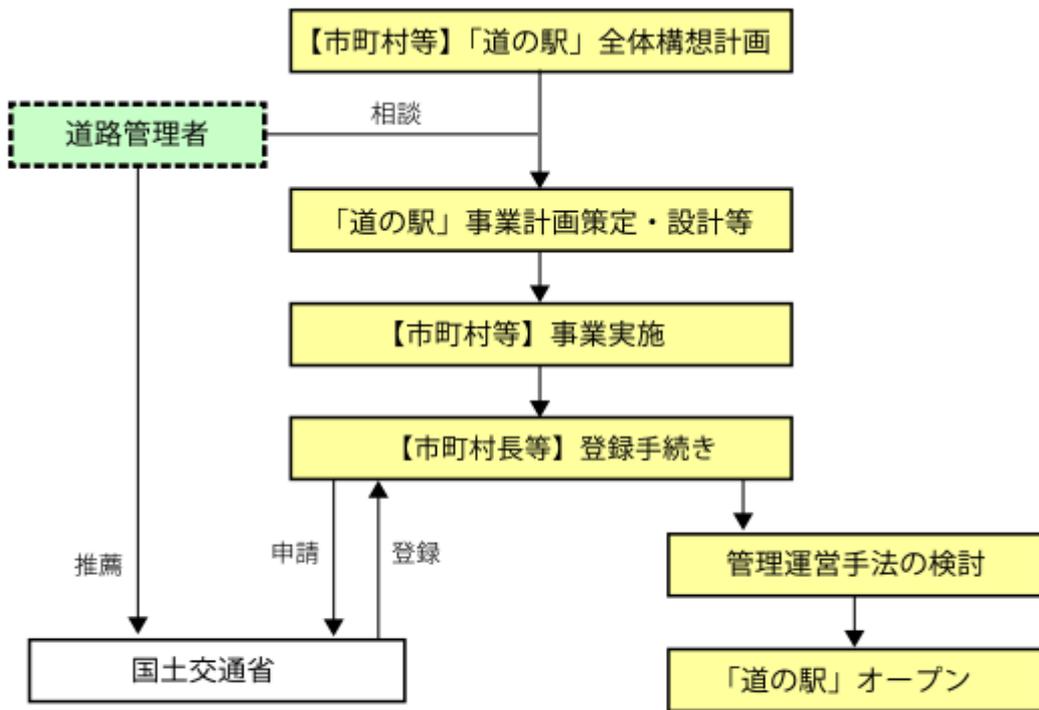
休憩機能	・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ
情報発信機能	・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供
地域連携機能	・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設や防災施設(感染症対策を含む)



「道の駅」の施設配置



「道の駅」整備フロー

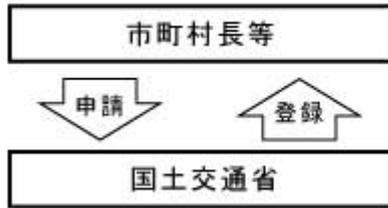


※道路管理者の簡易パーキングの計画がある場合、道路管理者が整備する簡易パーキングと一体的に整備する場合がある。(一体型)

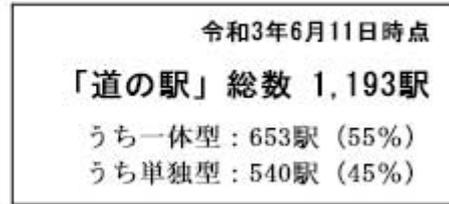
「道の駅」の設置者、登録方法

- 「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- 登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- 整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類

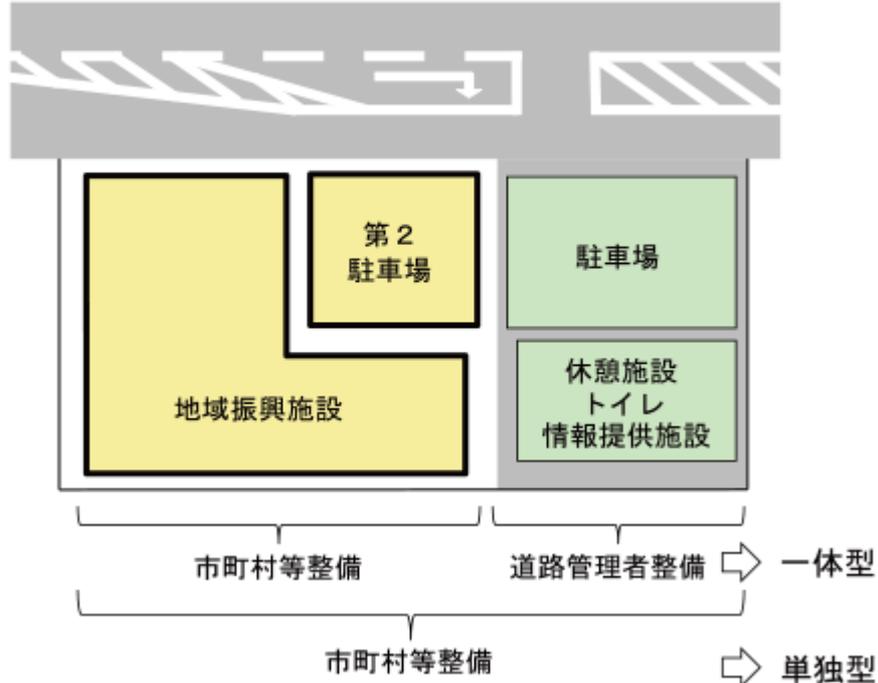
「道の駅」の登録手続き



「道の駅」の登録数



整備主体と整備内容



「道の駅」登録要件

- 休憩機能
 - 利用者が無料で24時間利用できる
 1. 十分な容量を持った駐車場
 2. 清潔なトイレ（原則、洋式）
 3. 子育て応援施設（ベビーコーナー等）
- 情報発信機能
 - 道路及び地域に関する情報を提供（道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等）
- 地域連携機能
 - 文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設
- その他
 - 施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化
- 設置者
 - 市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※
 - ※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人または市町村が推薦する公益法人